

ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について  
(案) に対する意見公募の結果について

令和6年3月25日

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室  
経済産業省産業技術環境局環境経済室  
環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室

令和6年1月12日(金)から令和6年2月11日(日)にかけて、「ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について(案)」に対する意見公募を行いました。その結果を、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

1 実施方法

- (1) 公募期間：令和6年1月12日(金)～令和6年2月11日(日)
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)ホームページ
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム、電子メール、郵送

2 意見公募の結果

提出意見数：1件

※御意見の内容と御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

※意見提出者の数を示しておりますが、別紙では、1件の意見に複数の意見が含まれる場合は、回答の分かりやすさの観点から意見を分割して整理しており、数字は一致しません。

3 本件に関するお問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室

住所：〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-1511(内線4751)

ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（案）に対する意見公募の結果について

No.	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	<p>○該当箇所 通達案本紙 p3 2. (2) 3</p> <p>○意見内容 基礎二酸化炭素排出量の算定において、省令の排出係数を用いて算定することとされているが、都市ガスはガス事業者により供給するガスの熱量が異なっている。省令の排出係数は、全ガス事業者一律の値とせず、供給するガスの組成や熱量を考慮した係数としていただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、3ページに脚注「基礎二酸化炭素排出量及び調整後二酸化炭素排出量の算出に当たっては、省令の排出係数の代わりに、当該事業者が供給している都市ガスの標準環境状態における単位発熱量に炭素排出係数（0.0140 (tC/GJ)）及び44/12 を乗じた係数を用いることも可能とする。」を追記します。</p>
2	<p>○該当箇所 通達案本紙 p2 欄外注釈</p> <p>○意見内容 「当該事業者の供給区域」との記載について、通常、『供給区域』とは一般ガス導管事業者が使用する用語のため、「小売事業を行う、一般ガス導管事業者の供給区域」等の適切な記載と修正いただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「当該事業者の<u>小売供給を行う地域</u>ごとの公表でも可能とする」と修正します。</p>
3	<p>○該当箇所 通達案本紙 p3 3. (1)</p> <p>○意見内容 「当該バイオガス調達費の支出を受けたガス事業者の」との記載について、本記載ではバイオガス注入した事業者に対象が限定され、託送分配バイオガスを受ける事業者が対象から外されるため、「当該バイオガス調達費の支出を受けたガス事業者をはじめ、バイオガス調達費の支出を行う導管事業者から託送供給を受ける小売事業者、バイオガス調達費の支出を行う導管事業者の連結先導管事業者から託送供給を受ける小売事業者の」等の適切な記載と修正いただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「<u>当該導管事業者並びにその連結先の導管事業者の供給区域内で小売供給を行う</u>ガス事業者の調整後排出係数は」と修正します。</p>